（別記）

令和８年度葛尾村地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水稲作付面積は、営農再開に向けた被災１２市町村農業者支援事業、福島県営農再開支援事業などの活用により平成２８年度から増加を続けているが、昨年度作付面積は一部地域で圃場整備等の影響もあり約７２ha となった。震災前の約７割程度の面積まで回復しているが、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興が遅れ、震災以前の豊かな農の風景を取り戻すことができないまま、農業者全体の高齢化が進んでおり新規就農者や担い手の確保が課題となっている。

避難指示解除後、村への帰還率は約３割程度となっており担い手になり得る農家の絶対数が少ない状況であり、若年層世代は震災後の生活拠点を村外へ移し、新規就農者・企業参入も見込みは立っていない。加えて、農業者の高齢化等により離農し再開の見込みのない農家戸数も年々増加している。

中山間地域であるため、広くまとまった農地が限られており、担い手への集約について効率化を図ることが大変難しい環境にある。また、山間高冷地の気象条件で高収益作物への転換も適地・適作の品目が見つからず進んでいない。なお、優良な農地であっても、地権者が離農を選択し村外へ転出したため、農地の活用について集落での検討が進まない現状である。

昨年度より特定復興再生拠点区域が全量生産出荷管理区域へ移行することから新たに作付け再開できる地域が拡大していく見込みであるが、作付けをする農家が一農家しかいないことの他、長期間使用していない農地のため課題が山積している状況である。

また、畜産農家の経営規模拡大が予想されていることから飼料等の需要に比べ供給が大きく不足することが予想され、粗飼料自給率の維持または向上を図る必要がある。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

中山間地域で、狭小・急傾斜というほ場が多いことから、飼料用米、稲発酵粗飼料（WCS 用稲）及び飼料用作物を重点作物として推進する。

震災前の作付面積約 130ha を目標とし、当面令和８年度までに約７割の 85ha の作付を目指す。

○　適地適作の推進

収穫量の向上を図るため飼料用米の多収品種の導入。

○　収益性・付加価値の向上

畜産業の再開にともない需要が見込まれる稲発酵粗飼料（WCS 用稲）の推進。

○　新たな市場・需要の開拓

畜産業の規模拡大にあわせ、畜産クラスターの構築を検討し、耕畜連携を推進。

○　生産・流通コストの低減

集落毎の話し合いを醸成し機械の共同利用の推進。

○　高収益作物の推進

水田への高収益作物の作付を支援し、取組を推進する。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

村内に 2 つの営農組織が存在しているが、担い手が少ないことから、集落毎に営農組織の設立を目指し他集落においても農地の集積・集約化を図るため取組を推進する。

○　地域の実情に応じた農地の在り方

飼料用米、稲発酵粗飼料（WCS 用稲）を中心に水田として管理。

○　地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

集落毎の話し合いを醸成し、WCS 用稲専用収穫機の導入・共同利用を推進。

○　水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

令和７年度については、畑地化に取り組む農家はいなかったが、飼料作物（牧草等）については、今後の水稲作付予定、耕畜連携状況等の聞き取り調査及び現地確認を行い、畑地化支援の活用を検討。

○　ブロックローテーションの推進

そばや大豆などについては、今後の作付状況を確認し、聞き取り調査を行い、水稲と転換作物を組み合わせたブロックローテーション等の取組を検討

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

震災前の５割を作付面積目標として風評被害の打破を目指している。また、売れる米作りの取組、安定した収穫量の確保によって米の主産地としての地位を確保し、米の需要動向や出荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

（２）備蓄米

主食用米の需要を見ながら、出荷業者と連携し備蓄米の推進を検討する。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

主食用米の需要が高く見込まれる中、飼料用米を転作作物の重点作物に位置付け、飼料用米への転換を促す。

また、飼料用米の生産拡大にあたっては、一般品種の水田活用交付金が減少するため戦略作物助成及び産地交付金を活用するとともに、収穫量の向上が見込まれる多収品種の導入、多肥栽培による収穫量確保の推進を図る。

加えて、産地交付金を活用しわら利用の取組面積拡大を図りさらなる耕畜連携を目指す。

イ　米粉用米

取組予定なし。

ウ　新市場開拓用米

取組予定なし。

エ　WCS 用稲

畜産業の再開状況にあわせ、需要のある WCS 用稲を転作作物の重点作物に位置付ける。

また、WCS 用稲の生産拡大にあたっては、戦略作物助成及び産地交付金を活用し生産拡大を図る。

加えて、耕畜連携を目指す。

オ　加工用米

取組予定なし。

（４）麦、大豆、飼料作物

ア　麦

取組予定なし。

イ　大豆

生産者の各研修等への参加を推進し、戦略作物助成及び産地交付金を活用して生産技術の向上に努め、より高品質で商品性の高い生産を行う。また、実需からのニーズがある品種の取組

を推奨し生産拡大を図る。

ウ　飼料作物

畜産農家と利用協定を結んだ生産や有畜自家利用の作付けなど、自給飼料が生産されている。畜産農家の飼育頭数の多頭化で需要については増加が見込まれるため、作付面積拡大の余地は十分にある。畜産農家の要望に応えられる優良な飼料作物の生産に努め、戦略作物助成を活用する。また、昨年に引き続き畑地化の推奨を行い収穫量の向上を図る。

（５）そば、なたね

ア　そば

生産者の各研修会等への積極的な参加を推進し、排水対策・土壌改良等の生産技術の向上に努め、産地交付金による支援により高品質で商品性の高い生産を行う。

イ　なたね

実需者ニーズに沿って、品質・栽培管理を関係機関と連携しつつ、産地交付金による支援により作付・転作を推進する。

生産者の各研修会等への積極的な参加を推進し、排水対策・土壌改良等の生産技術の向上に努め、より高品質で商品性の高い生産を行う。

（６）地力増進作物

有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりや水田の荒廃防止を目的とし、いつでも作物生産ができるようにするため、地力増進の作付けを推進する。

（７）高収益作物

ア　野菜

実需者ニーズに沿って、品質・栽培管理を関係機関と連携しつつ、産地交付金による作付支援を行いながら作付・転作を推進する。

イ　花き・花木

水田を活用し、小菊、リンドウ等の栽培が行われている。若い営農者の取組みもあるが、作付け者が少なく面積の拡大が進んでいない。市場出荷のほか、近隣直売所等での需要もあることから、産地交付金による作付支援を行いながら作付・転作を推進する。

ウ　果樹

実需者ニーズに沿って、品質・栽培管理を関係機関と連携しつつ、産地交付金による作付支援を行いながら作付・転作を推進する。

エ　その他作物

取組予定なし。

５　作物ごとの作付予定面積等　～　８　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※　農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位:ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	38.14	0	45	0	31	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	7.48	0	10	0	26	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	11.51	0	11.51	0	13	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	1.2	0	0.5	0	1.5	0
飼料作物	7.41	0	15.2	0	15	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	5.54	0	5.54	0	5	0
なたね	0	0	0	0	0.5	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	0.65	0	0.74		2.4	0
・野菜	0	0	0.09	0	0.8	0
・花き・花木	0.09	0	0.09	0	0.8	0
・果樹	0.56	0	0.56	0	0.8	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇						
畑地化	0	0	0	0	0	0

71.93　0　88.49　0　94.4　0

６ 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（多収品種･基幹作物）	飼料用米多収栽培技術導入支援	多収栽培技術導入面積		（7年度）7.48ha	（8年度）10.00ha
2	大豆･そば･なたね（基幹作物）	地域振興作物助成①	取組面積	大豆	（7年度）0.37ha	（8年度）1.50ha
				そば	（7年度）5.54ha	（8年度）7.00ha
				なたね	（7年度）0ha	（8年度）0.50ha
3	野菜、花き・花木、果樹（具体的作物は別紙1のとおり）（基幹作物）	地域振興作物助成②	作付面積	野菜	（7年度）0.09ha	（8年度）0.80ha
				花き・花木	（7年度）0.00ha	（8年度）0.80ha
				果樹	（7年度）0.56ha	（8年度）0.80ha
4	飼料用米の生産ほ場の稲わら（基幹作物）	わら利用（耕畜連携）	飼料用米稲わらの利用面積		（7年度）2.20ha	（8年度）9.00ha
5	WCS用稲（基幹作物）	WCS用稲生産コスト削減取組助成	取組面積		（7年度）11.51ha	（8年度）13.00ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

［別紙1］

助成対象作物一覧表

区分	対象作物
野菜	アスパラガス
	いちご
	いんげん
	ピーマン
	キャベツ
	キュウリ
	小松菜
	じゅうねん
	とうもろこし
	ニラ
	白菜
	馬鈴薯
	しいたけ

区分	対象作物
花き･花木	菊（小菊を含む）
	りんどう
	ストック
	ユーカリ
果樹	サクランボ
	梨
	リンゴ
	ブドウ
	柿

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：福島県

協議会名：葛尾村地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米多収栽培技術導入支援	1	5,000	飼料用米（多収品種・基幹作物）	多収品種の導入　等
2	地域振興作物助成①	1	5,000	大豆・そば・なたね（基幹作物）	推奨品種の導入、コスト低減のための取組（肥料・農薬の低減　等）
3	地域振興作物助成②	1	5,000	野菜、花き・花木、果樹（具体的作物は別紙1のとおり）（基幹作物）	作付面積に応じて支援
4	わら利用（耕畜連携）	3	6,000	飼料用米の生産ほ場の稲わら（基幹作物）	自家利用もしくは利用供給協定を結ぶ
5	WCS用稲生産コスト削減取組助成	1	6,000	WCS用稲（基幹作物）	生産コスト低減のための取組（直は栽培、堆肥散布　等）

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

８　産地交付金の活用方法の明細

１．地域農業再生協議会名

葛尾村地域農業再生協議会

２．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
葛尾村地域農業再生協議会	1,072,000	1,072,000		1,064,200

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3．活用方法

配分枠

1,072,000

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① （円/10a）	面積（a単位）※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② （円）
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物		
1	飼料用米多収栽培技術導入支援	1	5,000					100												100	50,000
2	地域振興作物助成①	1	5,000		50							554								604	302,000
3	地域振興作物助成②	1	5,000												9	9				18	9,000
4	わら利用（耕畜連携）	3	6,000					20												20	12,000
5	WCS用稲生産コスト削減取組助成	1	6,000						1,152											1,152	691,200
合計（基幹）※4			実面積		50			100	1,152			554			9	9				1,874	※6
合計（二毛作）※4			実面積																	0	1,064,200

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4 「合計（基幹）の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計（二毛作）の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
　　また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5　②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6　所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
（注）使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細（個票）」を添付してください。

４．追加配分等を受けた場合の調整方法

・追加配分を受けた場合、整理番号1～5の単価について、単価調整係数を用いて一律引き上げる。上限単価となった使途がある場合は、残額を活用して、当該使途を除く使途の単価を同じ方法で引き上げる。
（計算式）単価調整係数＝配分額（追加配分後）/当初単価による所要額
調整後単価＝当初単価×単価調整係数
・単価は、原則として1,000円/10a単位となるよう調整する。
・それでも残額が生じた場合は、整理番号3→2→4→5→1の順に上限単価の範囲内で原則として1,000円/10aの単位で充当する。

５．所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・地域の取組に応じた配分については、整理番号1～5の上限まで充当するが、所要額が不足する場合は、できるだけ当初単価が維持できるよう、次の計算により、所要額が配分額の範囲内に収まるように調整を行い充当する。
（計算式）調整後単価＝使途ごとの配分額/使途ごとの面積
単価は、原則として1,000円/10a単位となるように調整する。
・所要額が配分額を超過する場合、残額が生じる使途から不足する使途へ残額を充当するとこととし、整理番号2→3→4の順に計画単価
の6割を下限に原則として1,000円/10a単位で単価を減額する。
それでもなお所要額が配分額を超過する場合は、整理番号5→1の順に原則として1,000円/10a単位で減額する。

６．高収益作物について

該当作物無し

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">葛尾村地域農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>１（継続R2）</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">飼料用米多収栽培技術導入支援</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">飼料用米（多収品種･基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">5,000円/10a（上限単価7,000円/10a）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">当地域においても国内の需要に応じた米生産を推進するため、主食用米から今後需要が見込まれる飼料用米への転換を図る必要がある。
令和７年度の飼料用米多収品種の作付け面積は、地域協議会で継続して広報活動を行ったが米価の高騰により主食用米への転換が増え昨年よりも大幅に下回る作付結果となった。
令和８年度においては、さらなる転換への対策として飼料用米から主食用米へ転換した農業者へ飼料用米の栽培マニュアル等の配布などの取組を行い、多収品種を導入し収穫量を増加させることで水田活用の直接支払い交付金（数量払い）で増収になり、収益が上がることを周知し推進を図る。
目標面積については、当地域における飼料用米全体の作付面積（令和７年度約７．４８ｈａ）を令和８年度までに１０ｈａまで回復することを目指し、全面積で多収品種の導入を行うことをビジョンの新たな目標面積に設定し、推進を図る。令和８年度については、去年に引き続き一部の農地で作付けができなくなる事情に加え去年の主食用米への転換も考慮し１０haに設定する。
多収性品種の栽培は、多肥とする必要があるとともに肥料費等が高騰していることから、単価を５，０００円に設定し生産意欲を高め、生産費（肥料費）の概ね20%である２，０００円を追加で支援できるよう、その額を上限単価として新たに設定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多収栽培技術導入面積</td><td>目標</td><td>10.00ha</td><td>23.00ha</td><td>23.00ha</td><td>10.00ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>22.14ha</td><td>23.94ha</td><td>7.48ha</td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">飼料用米を多収品種の導入と多肥栽培を組み合わせた多収栽培技術による生産の取組に対し支援を行う。県域設定による飼料用米への各種支援への上乗せにより支援を行う。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">１．助成対象者
・実需者等に出荷･販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者または集落営農とする。

２　取組要件
（１）加工用米等取組計画書が受理されていること。
（２）単収向上のため次のいずれかの取組を行う。
①多収品種の利用（多収品種とは、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」
別紙１の第４の３に定める品種とする。）
②多肥栽培を要件とする。（多肥栽培とは、飼料用米生産コスト低減マニュアル
（平成２８年９月農林水産省）に記載のとおり、一般品種の施肥量と比較して、
窒素成分の施肥量が＋３ｋｇ/10ａ以上となる栽培をいう。ただし、地力や生育状況</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">１．助成対象者
交付申請書又は営農計画書。
２．取組要件
（１）農政局長からの情報提供書類
（２）単収向上のため取組確認
①多収品種種子購入伝票、（自家採種の場合は、自家採種の取組申請書及び導入当初の種子購入伝票）、苗の入荷先や販売契約先（農業協同組合等）への確認等で多収品種の作付けを確認する。
②肥料購入伝票、作業日誌等マニュアルに沿った施肥を行ったことが分かる書類により確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">令和８年１２月末までに、以下の方法で確認する。
１．多収栽培技術による作付面積について、交付対象面積を集計。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">・令和８年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降についても継続を検討する。
・支援年限は設定していない。
・個票４ わら利用（耕畜連携）との重複可能
※営農再開を当面の「課題」「目標」とし、営農再開の状況を判断しながら「追加の要件」の目標設定の検討を行う。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	葛尾村地域農業再生協議会	整理番号	2（継続R2）
使途名	地域振興作物助成①		
対象作物	大豆・そば・なたね（基幹作物）		
単　　価	5,000円/10a（上限単価9,000円/10a）		
課　　題	村内の課題として、未だ農家の帰還が進まず、農地が活用されない状況が続いていること、および、昨年作付けされた水田の利用はそのほとんどが主食用米または飼料用米であり、営農者の多様で高収益な農業が取り戻せていない。 令和７年度のそばと大豆については、令和２年度に組織された大豆そばの集落営農組合が作付け面積を拡大したため、そばは５．５４ｈａの作付けが行われ、大豆は０．３７ｈａが作付けされた。なたねについては、水田での栽培について適地がなく作付けにはいたらなかった。 令和８年度においても、生産組合等へ集落営農としての加入を畑作物の直接支払などの周知と併せ行い、コスト低減の取組の周知を徹底し推進を図る。 大豆となたねについては、令和４年度から作付け面積が拡大していないため、国及び県の支援事業等と合わせて、所得向上につなげるためコスト低減の取組を行うことに対する産地交付金による支援を行い作付面積拡大、収益増加を推進する。 目標面積については、地域協議会として現在の地域での取組状況の検証を行い、令和８年度まで大豆については１．５ｈａ、なたねについては０．５ｈａの作付を行うこととし、そばについては７．０ｈａを新たなビジョンの目標に設定し、推進を図る。 品質・収量の確保には適量の肥料が必要であるとともに肥料費等が高騰していることのほか、大豆の作付け面積が去年より増えていないことから、さらなる生産意欲の向上のため単価を5,000円に設定し、生産費（肥料費）の概ね30%である4,000円を追加で支援できるよう、その額を上限単価として新たに設定する。		

目　　標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
取組面積	大豆	目標	1.50ha	1.10ha	1.20ha	1.50ha
		実績	1.02ha	1.02ha	0.37ha	
	そば	目標	3.00ha	3.30ha	4.80ha	7.00ha
		実績	2.83ha	4.69ha	5.54ha	
	なたね	目標	1.00ha	0.10ha	0.10ha	0.50ha
		実績	0.00ha	0.00ha	0.00ha	

内　　容	対象作物を、コスト低減の取組により生産を行い、出荷・販売を行う取組を支援する。
具体的要件	１．助成対象者 ・実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者または集落営農とする。 ２．取組要件 次のいずれかの取組を行う。 （１）実需者等が推奨する品種の導入。 ①大豆（タチナガハ、あやみどり、青入道） ②そば（会津のかおり） （２）コスト低減の為に次に上げるいずれかの取組を行う。 ①肥料・農薬の低減（施肥同時播種による側上施肥） ②密植栽培（畝間幅を慣行の半分以下（約0.35m）とする） ③立毛乾燥（刈取りを送らせ、立毛状態のまま事前に乾燥させる） ④自家製堆肥の施用（10a当たり１，０００ｋｇ）
取組の確認方法	１．助成対象者 ・営農計画書又は交付申請書及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことのわかる書類 ２．取組要件 （１）登録検査機関による検査証明書、出荷伝票 （２）コスト低減の取組については現地確認又は作業日誌、栽培日誌等で確認
成果等の確認方法	令和８年１２月末までに、以下の方法で確認する。 ・対象作物の作付面積について、交付対象面積を集計。
備考	・令和８年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降についても継続を検討する。 ・支援年限は設定していない。 ※営農再開を当面の「課題」「目標」とし、営農再開の状況を判断しながら「追加の要件」の目標設定の検討を行う。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">葛尾村地域農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>3（継続R2）</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">地域振興作物助成②</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">野菜、花き・花木、果樹（具体的作物は別紙1のとおり）（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="6">5,000円/10a（上限単価8,000円/10a）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="6">震災前の本村では、水稲単作の農家が全体の70%を占め、作付は主食用米に偏重していた。園芸作物については、山間高冷地の気象条件での高収益作物品目を導入することで、小規模でも収益性の向上を図っていく必要がある。営農再開を進める上で一層の作付拡大・転作に取り組んでいく。
令和７年度、花き･花木は令和６年度同様０．０９ｈａとなった。野菜は０．００ｈａ果樹は、０．５６ｈａ作付けされた。
令和８年度においては、地域協議会として関係機関と連携した支援を行い、特に営農未再開農家において新たに取り組めるよう働きかけを行い、新たに取り組む農業者へ関係機関と連携し技術指導の支援を行いながら推進していく。野菜については、特に山間高冷地ピーマン栽培を推奨し作付の推進を図る。村の単独事業としてピーマンの作付け者に対しての支援を行い面積拡大を目指す。また、花木のユーカリについては、双葉農業普及所と連携した取組を行い作付の推進を図る。
地域においても所得向上につなげるため水田での露地栽培の取組を行うことに対して産地交付金による支援を行うことで、収益の確保につながることを農業者へ広く周知することで、作付の検討を促すこととする。
目標面積について、地域協議会として現在の地域での取組状況の検証を行い、各作物について令和８年度の新たな目標をビジョンの目標に設定し、推進を図る。
品質・収量の確保には適量の肥料が必要であるとともに肥料費等が高騰していることから、生産費（肥料費）の概ね5～10%である3,000円を追加で支援できるよう、その額を上限単価として新たに設定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">目　　標</td><td colspan="3"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="8">作付面積</td><td rowspan="2">野菜</td><td>目標</td><td>0.5ha</td><td>0.15ha</td><td>0.50ha</td><td>0.80ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>0.09ha</td><td>0.09ha</td><td>0.09ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">花き
花木</td><td>目標</td><td>0.5ha</td><td>0.15ha</td><td>0.30ha</td><td>0.80ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>0.09ha</td><td>0.09ha</td><td>0.00ha</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">果樹</td><td>目標</td><td>0.50ha</td><td>0.60ha</td><td>0.60ha</td><td>0.80ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>0.56ha</td><td>0.56ha</td><td>0.56ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">対象作物を露地栽培で生産を行い、出荷・販売を行う取組を支援する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">１．助成対象者
・実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者または集落営農とする。

２．取組要件
野菜、花き・花木で、新植などで収穫を行うことができない生育段階の永年性作物については、JA等が示す指針に沿って肥培管理した場合、出荷・販売を目的に植栽したものとみなし交付対象とする。
果樹については新植から２年間に限り交付対象とする。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">１．助成対象者
営農計画書又は交付申請書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で助成対象者を確認する。

２．取組要件
営農計画書及び現地確認。苗の購入伝票、作業日誌、JA等が示す指針に沿って肥培管理したことが分かる書類により確認する。</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">令和８年１２月末までに、以下の方法で確認する。
・露地栽培における作付面積について、交付対象面積を集計。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">・令和８年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降についても継続を検討する。
・支援年限は設定していない。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="2">葛尾村地域農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>4（継続R2）</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="4">わら利用（耕畜連携）</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="4">飼料用米の生産ほ場の稲わら（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="4">6,000円/10a（上限単価8,000円/10a）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="4">当地域はかつて畜産が盛んで、９５戸の畜産農家が約３００頭の牛を飼育していた。しかし、震災以降全村避難により畜産農家が甚大な被害を受け、一部地域を除き避難指示が解除された現在、村内で畜産業を再開した農家は１７戸にとどまっている。
今後の営農再開を推進するために、畜産業の再開・拡大は重要な課題である。村として、飼料用米の作付の拡大と並行した飼料用米の稲わら利用の取組を進めることで、収益力を向上させる。
令和７年度の実施状況については、令和６年度と比べて２．２１ｈａ取組面積が減少した。
令和５年度に大規模畜産施設が完成したことから、地域協議会としてわら利用について産地交付金による支援があることを周知し、畜産農家との連携を一層図りながら推進していく。
村内の畜産業の再開による需要増を見込み、わら利用を取り組むことで耕種農家、畜産農家双方にメリットがあり収益力の向上につながることを農業者へ広く周知することにより、耕畜連携の取組を推進する。
目標面積について、地域協議会として現在の地域での取組状況の検証を行い、令和８年度に９．０ｈａの取組を新たなビジョンの目標に設定し、推進を図る。
品質・収量の確保には適量の肥料が必要であるとともに肥料費等が高騰していることから、生産費（肥料費）の概ね20%である2,000円を追加で支援できるよう、その額を上限単価として新たに設定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飼料用米稲わらの利用面積</td><td>目標</td><td>6.00ha</td><td>7.50ha</td><td>8.00ha</td><td>9.00ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>6.47ha</td><td>4.41ha</td><td>2.20ha</td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="4">飼料用米の生産ほ場の稲わら利用の取組をした場合、その取組面積に応じた助成を行う。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="4">１　対象者
・連携の相手方となる者との間に、（３年間以上を締結期間とする）利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別紙2のとおり）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）する農業者又は集落営農組織とする。
２　取組要件
・わら利用（飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）
利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組で、次に掲げる事項を全て満たすこと。
①当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること。
②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種子として利用される稲の作付であること。
③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。
④加工用米等取組計画書が受理されていること。
⑤稲わらを給餌する畜種は牛とする。
・飼料用米について、生産性向上のための課題に対する取組として、多収品種による多肥栽培の取組を行うこと。</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="4">１　対象者
・営農計画書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書（自家利用計画書）、販売伝票、引渡し伝票、作業日誌等の出荷、販売を行ったことが確認できる書類
２　取組要件
現地確認、営農計画書、農政局長からの情報提供書類
利用供給協定書（自家利用計画書）、出荷契約書、販売伝票、引渡伝票、
作業日誌等出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類。
・多収品種の取組については次により確認する。
（ア）多収品種種子購入伝票、（自家採種の場合は、自家採種の取組申請書及び導入当初の
種子購入伝票）
（イ）肥料購入伝票、作業日誌等マニュアルに沿った施肥を行ったことが分かる書類</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="4">令和８年１２月末までに、以下の方法で確認する。
１．飼料用米の作付面積、稲わら利用の取組をした、交付対象面積を集計。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">・令和８年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降についても継続を検討する。
・支援年限は設定していない。
・個票１ 飼料用米多収栽培技術導入支援との重複可能</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="3">葛尾村地域農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>5（継続R4）</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="5">WCS用稲生産コスト削減取組助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="5">WCS用稲（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td colspan="5">6,000円/10a（上限単価8,000円/10a）</td></tr>
<tr><td>課　　題</td><td colspan="5">当地域は震災以前、畜産と稲作が盛んに行われていた。今後の営農再開を進めるために、特に水稲作付と畜産振興を図ることが重要な課題となっている。
また、畜産用粗飼料価格の高騰などから安価な価格の粗飼料の安定供給に対する需要が高まっており、粗飼料自給率の維持または向上を図る必要がある。
令和７年度のWCS用稲の作付面積は、約１１．５ｈａとなっており、令和６年度から作付面積が減少した。令和８年度は他作物からの転換や新規作付け者、現在WCS用稲の作付けしている農業者の作付拡大が予想され面積の増加に期待したいところだが近年の米価高騰により、主食用米への転換が見込まれる予想のため、協議会としてWCS用稲への取組も推進していかなければならない。
WCS用稲については、本村で令和３年に策定した畜産クラスター計画に基づき、効果的な運用を目指し取組の推進を図る。
生産コスト削減を図るため取組要件の設定が必要であることから、取組要件の①から⑨のいずれかに取り組むことを要件として生産コストの削減を図っていく。
目標設定について、畜産クラスター計画に基づき新たなビジョンの目標を設定し推進を図る。
品質・収量の確保には適量の肥料が必要であるとともに肥料費等が高騰していることから、単価を6,000円に設定し、さらなる生産意欲の向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　　標</td><td colspan="2"></td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組面積</td><td>目標</td><td>12.00ha</td><td>11.50ha</td><td>12.80ha</td><td>13.00ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>10.39ha</td><td>12.30ha</td><td>11.51ha</td><td></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">WCS用稲について、生産性向上を図り生産する取組を支援する。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="5">１，助成対象者
実需者等への出荷販売又は自家利用を目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織
２，取組要件
（１）加工用米等取組計画書が受理されていること。
（２）生産コスト削減のため次のいずれかに取り組むこと。
①直播栽培(福島県稲作畑作技術指針に基づく栽培を行うこと）、疎植栽培（株間23cm以上広げた栽培）、乳苗移植、無代かき移植
②堆肥散布、土壌分析・生育分析のいずれかを踏まえた施肥
③肥料農薬の低減（エコファーマー等での慣行2割以上削減）、プール育苗、温湯種子消毒、流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植え同時処理
④生産基盤体制の効率化（１ｈａ以上を作付け）
⑤担い手（農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プラン（経営再開マスタープラン）に位置付けられた地域の中心となる経営体）が行う集積取組
⑥収穫・調整機械の共同利用
⑦収穫・流通体制の改善（オペレータやコントラクタ等への作業委託）
⑧不作付け水田への作付け（生産規模拡大によるスケールメリット）
⑨ドローン、ラジコンヘリ等を活用した病害虫防除に取り組むこと</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="5">１，助成対象者
営農計画書又は交付申請書。併せて出荷契約書、販売伝票、栽培管理日誌、自家利用計画書等による出荷・収穫・販売を行ったことが分かる書類

２，取組要件
（１）農政局長からの情報提供書類
（２）生産コスト削減の取組は以下の方法で確認する。
①，②，③は収量・品質向上等の取組を行ったことが分かる書類又は現地確認
④，⑤については、水田台帳・ほ場位置図・団地化計画図・営農計画書又は現地確認
⑧については、前年度及び今年度の水田台帳・営農計画書、交付申請申請書、作業日誌等の書類又は現地確認
⑥，⑦，⑨については、作業日誌、作業依頼書等取組が確認できる書類</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="5">令和８年１２月末までに、以下の方法で確認する。
・作付面積については、交付対象面積を集計する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">・令和８年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。
・支援年限は設定していない。
※営農再開を当面の「課題」「目標」とし、営農再開の状況を判断しながら「追加の要件」の目標設定の検討を行う。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※　目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※　令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度以前の目標の記載は不要です。